

守谷市協働のまちづくり基金条例

(設置)

第1条 協働のまちづくりに関する事業を推進するため、守谷市協働のまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 予算で定める額

(2) 寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する設置目的のために使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(守谷市ふるさとづくり寄附条例の一部改正)

第2条 守谷市ふるさとづくり寄附条例（平成20年守谷市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 市民公益活動（守谷市協働のまちづくり推進条例（平成18年守谷市条例第23号）第2条第2項に規定する市民公益活動をいう。）の促進に関する事業

第4条第1項に次の1号を加える。

(4) 第2条第4号に規定する事業に指定された寄附金 守谷市協働のまちづくり基金